

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第198号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表東山区役所の款の次に次の1款を加える。

山科区役所	地域力推進室	総務・防災 課長 まち づくり推進 課長	庶務係長 地域防災係長 調査係長 企画係長 事業係長 広聴係長 振興係長
	区 民 部	市民窓口課	記録係長 窓口係長
		市民税課	市民税係長
		固定資産税 課	土地係長 家屋係長
		納税課	
	福 祉 部	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
		支援課	支援第一係長 支援第二係長
		保護課	保護第一係長 保護第二係長 保護 第三係長 保護第四係長 保護第五 係長 保護第六係長 保護第七係長
		保険年金課	資格係長 徴収推進係長 保険給付 ・年金係長
	保 健 部	健康づくり 推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母 子・精神保健係長
		衛生課	生活衛生係長 食品衛生係長

第1条第1項の表山科区役所、南区役所及び右京区役所の款中「山科区役所、」を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)